

鴨川市市営住宅入居者選考委員会設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市訓令第19号

鴨川市市営住宅入居者選考委員会設置要綱の一部を改正する訓令

鴨川市市営住宅入居者選考委員会設置要綱（平成31年鴨川市訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第5条中「企画総務部長、市民福祉部長、建設経済部長、教育次長及び都市建設課長」を「都市建設課長、税務課長、福祉課長及び子ども支援課長」に改める。

第8条中「建設経済部都市建設課」を「都市建設課」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。